第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	（国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号。以下「機構法」という。）附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「旧国立国際医療研究センター」という。）の役員又は職員（非常勤の者を除く。）であった者を含む。以下同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	（旧国立国際医療研究センターを含む。）の組織
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。）又は旧国立国際医療研究センターが定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧国立国際医療研究センター規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
	させたこと	させたこと（旧国立国際医療研究センターの役員又は職員に高度専門医療国立研究開発法人法その他の法令又は旧国立国際医療研究センター規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
	であった者	であった者（旧国立国際医療研究センターの役員又は職員であった者を含む。）
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の六第一号	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧国立国際医療研究センターの内部組織として厚生労働省令で定めるものが行っていた業務を行う機構の内部組織として厚生労働省令で定めるものを含む。）
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	（旧国立国際医療研究センターを含む。）の役員又は管理
第四十三条において準用する独立行政法人通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	（旧国立国際医療研究センターを含む。以下この号において同じ。）と営利企業等

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に国立健康危機管理研究機構という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（外部理事の任命に関する経過措置）

第二十二条　機構の成立の日から遡って十年間において、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員又は国立国際医療研究センターの役員（監事を除く。）若しくは職員であった者は、第七条第一号に規定する機構の役職員であったものとみなして同号及び同条第二号の規定を適用する。

2　機構の成立の日から遡って十年間において、国立国際医療研究センターの監事又は会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員）であった者は、第七条第二号に規定する機構の監事又は会計監査人であったものとみなして同号の規定を適用する。この場合において、同号中「機構の役職員又は機構の子法人の業務執行取締役等」とあるのは、「機構の役職員若しくは機構の子法人の業務執行取締役等、附則第六条の政令で定める厚生労働省の機関の職員又は国立研究開発法人国立国際医療研究センターの役員（監事を除く。）若しくは職員」とする。

（事業年度に関する経過措置）

第二十三条　機構の最初の事業年度は、第四十三条において準用する独立行政法人通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

（年度計画に関する経過措置）

第二十四条　機構の最初の事業年度の第二十九条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

（調整規定）

第二十五条　この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第四十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第二十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十七号

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条　次に掲げる法律の規定中

「国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に人に関する法律
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	